

流動性リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、市場の需給が悪化し、換金性が損なわれることや資金繰りが悪化することをいいます。当金庫は総合リスク管理委員会で常に保有資産の流動性を管理するとともに、余裕を持った資金繰りを行っております。

信用リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。信用リスクを、管理すべき最重要のリスクであると認識しており、与信判断の指針として「クレジットポリシー」を制定し、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行っております。

信用リスクの管理については、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、債務者区分別・業種別与信ポートフォリオ管理、さらには与信集中リスク抑制のための大口与信先管理など、多面的に行っております。

信用リスク管理の状況については、ALM検討部会や総合リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、常務会、理事会へ付議・報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定事務取扱要領」および「償却・引当に関する基準」に基づいて債務者区分ごとの貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については外部監査人の監査を受けるなど、適正に計上しております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り極小化すべきリスクであり、事務リスク、システムリスク、風評リスクおよび法務リスクを指します。オペレーショナル・リスクについては、それぞれの管理要領を定め、リスクの顕現化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めています。オペレーショナル・リスクの状況については、総合リスク管理委員会で定期的に協議検討を行うとともに、経営陣に報告する態勢を整備しております。

■ サイバーセキュリティ管理態勢の強化

サイバー攻撃の脅威の高まりに対応するため、「サイバーセキュリティ基本方針」を定めるとともに、オペレーショナル・リスク検討部会内に、サイバーセキュリティリスクへの対応を機動的に行うチームとして、「サイバーセキュリティリスク対応チーム(I-CSIRT)」を設置しております。また、「金融ISAC」に加盟し、会員相互の情報共有を図っております。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止対策

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、「外国為替及び外国貿易法」および関係法令・諸規則に基づき、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与(以下、「マネロン等」という。)の防止に関する管理態勢および管理方法の基本事項を定め、マネロン等の防止を図ることを目的として、「マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止規程」を制定しています。

また、マネロン等の防止対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置づけ、経営陣が主導性を発揮して対策に当たるとともに、代表役員を委員長とした「マネロン等対応委員会」を設置し、審議事項等を常務会、理事会に報告し、マネロン等防止対策の実施状況についての情報共有を図っております。

そして、実務的にマネロン等のリスクを防止、管理、検証する態勢として、第1の防衛線である営業部門、第2の防衛線であるコンプライアンス部門等の管理部門、第3の防衛線である内部監査部門、これら3つの防衛線による態勢を整備しております。

さらに、当金庫の子会社等においても「マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止規程」を制定し、グループ全体としてマネロン等の防止対策を図っております。

マネロン等の防止に関する組織図

